

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月から昭和〇年〇月にかけて鉄工所の作業や土木作業において、断続的に粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月に腰椎圧迫骨折のためA病院に入院し、肺の異常所見を指摘され、B病院において「石綿肺」と診断されたため、じん肺管理区分申請を行い、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、F（-）、療養否」の決定を受けた。その後、被災者は、骨折を契機に寝たきりの状態となり、「前立腺肥大症、神経因性膀胱、慢性膀胱炎」を主傷病として訪問診療を受けていたが、平成〇年〇月〇日、自宅で心肺停止状態となり、C病院に救急搬送され、一旦心肺蘇生したものの、同日午後〇時〇分、死亡した。死亡診断書には、直接死因「急性心不全」、直接死因の原因「肺炎疑い」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は石綿肺が原因であり業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 爭 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 判断の要件

(略)

2 当審査会の事実認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は続発性気管支炎が合併し重症化していたと主張しているが、被災者のじん肺管理区分については、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から「管理2、P R 1、F (-)」「療養：否」との決定を受けており、合併症の所見は認められない。また、D医師は、呼吸器疾患に対する検査はしていないものの、平成〇年〇月〇日以降の訪問診療の際の被災者の容態について、時々痰の絡む咳が出るとの訴えがあったが経皮的動脈血酸素飽和度（以下「S p O 2」という。）は90～98%と良好であったと述べ、平成〇年〇月頃の往診時の痰の状況について、「痰を取っただけで、痰は診ていない。」と述べている。さらに、請求人は、被災者に続発性気管支炎が併発していたことを示す具体的な資料はないと述べており、また、D医師、E医師、F医師、G医師、H医師及びI医師とも、被災者について「続発性気管支炎」を診断していない点で一致しており、同疾病であることを確認できる痰に係る所見も認められることから、請求人の上記主張を採用することはできない。

(2) また、請求人は、被災者は呼吸困難な状態にあるところに肺炎が加わり死亡するに至ったとも主張している。この点、D医師は、往診時のS p O 2は良好であったが、平成〇年〇月〇日の往診時に、食思不振と嚥下障害により飲食できず全身状態が悪化しており、誤嚥性肺炎を起こしたものと判断したと述べて

おり、肺炎により容態が急変する前に、被災者が呼吸困難な状況にあったとは認められず、請求人の主張を認めるることはできない。

(3) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認めるることはないと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。